

中央環境審議会 第 1 回自然公園等小委員会・温泉小委員会合同会議（令和 3 年 6 月 28 日）から提示された主な論点（事務局作成）

【基本的な方向性について】

- 地熱発電には、安定して稼働できる優れた特徴のある自然エネルギーであり、円滑に開発していく方策を検討すべきではないか。一方、調査を行っても開発できるかどうか分からないというリスクがあり、政府の援助は必要。また、何かの問題があるとすぐに延びてしまい、コストがかかる。いかに安く、しかも周辺に影響を与えずに安全にできるかバランスを取ることが重要ではないか。
- 地熱発電による環境や温泉等への影響の有無について科学的データを収集し、それを中立的な立場で整理し、どのレベルに達したら影響があったというのか、あるいは影響があったという場合に、どういう体制で補償等を行うのかというところの枠組みを構築した上で、関係者が同じテーブルで、同じデータを見ながら議論ができるようなベースを整えていくことが重要ではないか。
- 国立公園や温泉がある自然観光地では、地域の意志として、地熱や風力のような景観に影響があるものは避けたいという意見が多い。諸外国でも国立公園は避けている。観光資源・健康資源であり、歴史文化資産でもある温泉地を尊重しながら、バランスを取っていくよう考えていくべきではないか。
- 地熱発電の開発規模としては、原発のような大都市への発送電型ではなく、地域利用・地域還元型の小規模な形がふさわしいのではないか。
- 国際的には、カーボンニュートラルだけでなく、生物多様性や自然環境についても高い取組が求められる。自然環境に大きな影響を及ぼす再生可能エネルギーは忌避される可能性もある。規制緩和は平成 24・27 年に行ったもので最大限ではないか。
- 地域住民とのあつれきを生むのは非常にマイナスであり、それへの配慮は最大限に実施する必要。温泉地として営業している事業者の生活を考え、事業者の不安を払拭するような説明がないと反対は無くならないのではないか。
- 気候変動への適応としても自然環境は重要であり、自然が豊かなところに負の影響を与えてまで開発をするのは原則として避けるべきではないか。

【基準・要件等について】

- 基準の中で個別に判断というような表現があるが、規制側の裁量によってしまう。個別に判断というところがどういう基準なのかが分かるようにしていくべきではないか。
- 優良事例のレビューが必要。どのような事例が認められ、認められなかったということ、開発側は知りたいし、また保全する側として明確にしないと、解決の手段に至らないのではないか。
- 優良事例については、設計段階だけでなく、操業段階、事業停止後ではどうなるのかという将来影響を事前に評価し、停止後は適切に撤去する等の措置を含めるべきではないか。また、優良事例としてのモニタリングや情報開示は、操業後も続けていくべきではないか。
- 開発の際の景観評価に当たっては、それぞれの場所の持つ性格によって評価が変わってくる。人工物が全くないところは厳しく、類似した人工物が多くあるようなところは両立の余地がある。修景の方法についても、周辺環境と調和するような場所性が非常に重要であり、ログハウス風の設計ならどこでも認められるというような画一的な基準にならないようにすべきではないか。
- 特別保護地区・第1種と第2種・第3種特別地域の区分は、農林業を認めるかどうか等の差異であり、生物多様性の観点から行えているものではない。したがって、第2種又は第3種だからといって地熱開発を認めるという基準に使うことは適当でない。第2種・第3種で具体的に何を保全すべきなのか具体化し、最新のデータを用いて調整すべきではないか。
- 生産井から異なる場所の還元井に戻すと地中構造に変化が出る。また、地中が変われば地表も当然変わってくる。この点について配慮が必要ではないか。
- 蒸気の中には様々な有害物質が含まれており、人体や河川への悪影響が懸念されるのではないか。
- 地熱資源のある火山地帯は災害が非常に多い。噴火のみならず、斜面崩壊、土石流、山体崩壊といった災害も多発する。温泉のいわゆる熱水風化といった形で地盤が緩くなっている。そのような観点でも評価すべきではないか。
- 井戸の離隔距離規制や本数制限を撤廃するための科学的な根拠は現状では示せず、拙速に決めるべきではない。また、問題が生じたときの国の賠償責任や補償が必要ではないか。